

青森県報

第四百五十九号

令和四年
五月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の名称の変更……………(税 務 課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜 産 課) ……二
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……三

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中 南 地 域 民 局) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……四
- 右 同……………(三 八 地 域 民 局) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上 北 地 域 民 局) ……五

告

示

青森県告示第二百九十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称について次のとおり変更があったので、青森

県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-----|--------------|--------|-----------------|---------|
| 区分 | 名 称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 変更年月日 |
| 変更前 | 東日本三愛石油株式会社 | 大坪 弘明 | 八戸市大字十八日町四一の二 | 令和四・四・一 |
| 変更後 | 三愛オブリ東日本株式会社 | | | |

青森県告示第二百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害児通所支援事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|-----------------|----------------------|------------|-----------------|------------------------|---------|
| | | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社かふう | 五所川原市中平井町二四の一 | 児童発達支援 | LaOhana | 五所川原市中平井町五七グランドシャリオ五号室 | 令和四・五・一 |
| 株式会社かふう | 五所川原市中平井町二四の一 | 放課後等デイサービス | LeaOhana | 五所川原市中平井町五七グランドシャリオ五号室 | 〃 |
| 株式会社みんなのべい | 三戸郡階上町大字道仏字浜久保一四の一八三 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービスココカラ | 三沢市大字三沢字堀口一七の九〇二 | 〃 |

青森県告示第二百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------|-------|-----------|----|----------|-----------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所又は区域 | 発生日 |
| ヨ―ネ病 | 牛 | 患畜 | 一 | つがる市 | 令和四年五月十六日 |

青森県告示第二百九十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表深浦区域の項を次のように改める。

| | |
|---------------------|---|
| 深浦区域 深浦漁業協同組合の地区 | <ol style="list-style-type: none"> 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかづり漁業 小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業、内水面以外の水中に定置して主としてぶりをとる漁業及び総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業 主として底建網漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 |
|---------------------|---|

青森県告示第二百号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大沢田一号土砂災害警戒区域及び大沢田一号土砂災害特別警戒区域
- 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊

- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

- 二 中渡土砂災害警戒区域及び中渡土砂災害特別警戒区域
- 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊

- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり
(図面省略)

三 東湖南沢土砂災害警戒区域及び東湖南沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大沢田一号土砂災害警戒区域及び大沢田一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 中渡土砂災害警戒区域及び中渡土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第三百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

東湖南沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月十六日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

| 役員別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|-----|---------|----------------|---------------|
| 理事 | 木立 康行 | 黒石市大字高館字甲松坂四の三 | 令和 四・三・二就任 |
| 〃 | 山口 利文 | 大字赤坂字池田七九 | 〃 |
| 〃 | 村岡 嘉夫 | 大字上十川字北原四番一〇の一 | 〃 |
| 〃 | 三浦 一昭 | 大字二双字字村元一七 | 〃 |
| 〃 | 今 隆俊 | 大字三島字村里三五 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 三郎治 | 大字石名坂字町堰向一六 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 善一 | 大字牡丹平字諏訪野平二〇の一 | 〃 |
| 〃 | 黒瀧 義光 | 大字上十川字北原一番四〇 | 〃 |
| 〃 | 乗田 金幸 | 大字竹鼻字村元一〇の三 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 隆治 | 大字花巻字花巻一七の一 | 〃 |
| 〃 | 木立 勝広 | 大字高館字甲花岡一四三の二 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 司行 | 大字南中野字家岸三八の一 | 〃 |
| 〃 | 宇野 賀一 | 大字上十川字北原四番三〇の五 | 〃 |
| 〃 | 村上 猛 | 大字上十川字留岡二番六三の七 | 四・三・二退任 |
| 〃 | 長崎 小左エ門 | 大字牡丹平字福民四〇の一 | 〃 |
| 〃 | 鶴田 和雄 | 大字二双字字十川八〇 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 三郎治 | 大字石名坂字町堰向一六 | 〃 |
| 〃 | 今 隆俊 | 大字三島字村里三五 | 〃 |
| 〃 | 木立 康行 | 大字高館字甲松坂四の三 | 〃 |
| 〃 | 村上 勝憲 | 大字上十川字柳沢七〇 | 〃 |
| 〃 | 山口 利文 | 大字赤坂字池田七九 | 〃 |

| | | | | |
|---|-------|---|------------------|---|
| 〃 | 黒瀧 義光 | 〃 | 大字上十川字北原一番四〇 | 〃 |
| 〃 | 鎌田 清勝 | 〃 | 青森市浪岡大字本郷字岸田一二の一 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 司行 | 〃 | 黒石市大字南中野字家岸三八の一 | 〃 |
| 〃 | 佐藤 隆治 | 〃 | 大字花巻字花巻一七の一 | 〃 |
| 〃 | 乗田 金幸 | 〃 | 大字竹鼻字村元一〇の三 | 〃 |
| 〃 | 村岡 嘉夫 | 〃 | 大字上十川字北原四番一〇の一 | 〃 |
| 〃 | 熊沢 秀規 | 〃 | 大字下山形字下目内四の二 | 〃 |
| 〃 | 木立 勝広 | 〃 | 大字高館字甲花岡一四三の二 | 〃 |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を令和四年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月十六日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を令和四年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月十六日

三八地域県民局長 富谷正行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を令和四年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月十六日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、浅水七崎土地改良区の頭首工管理規程を令和四年四月十四日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和四年五月十六日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月三日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を令和四年四月十四日認可したので、同条第三項の規定によ

り公告する。

令和四年五月十六日

上北地域県民局長 石 橋 豊

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円